

○更新期間前における免許証の更新(上記以外の場合)

(第 101 条の 2 第 3 項)

改正 平成 28 年 4 月 1 日

審査基準

平成 28 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 101 条の 2 第 3 項
処分の概要	更新期間前における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 92 条の 2 第 1 項(免許証の有効期間)、第 101 条の 2 第 1 項(免許証の更新の特例)、第 101 条の 3(更新を受けようとする者の義務)、第 101 条の 4 第 1 項及び第 2 項(70 歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第 33 条の 7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第 37 条の 5(免許証の更新の特例)、第 37 条の 6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 37 条の 6 の 2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第 29 条(免許証の更新の申請等)、第 29 条の 2(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条
審査基準	
標準処理期間	1~30 日(運転免許センター 1 日、警察署 30 日)
申請先	岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南、岡山北及び赤磐警察署の管轄区域内に住所を有する更新予定者のうち、違反運転者講習及び初回更新者講習の対象となる者(岡山北警察署においては一般運転者講習の対象となる者も含む。)は、運転免許センター、その他の更新予定者は、住所地を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は運転免許センター。ただし、優良運転者講習の対象となる者及び高齢者講習並びに特定任意講習等受講済みの者は、運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係又は高齢者講習係
決裁区分	交通部運転免許課長

等	
---	--